

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第39号

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

郡山市職員の給与に関する規則（昭和40年郡山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寒冷地手当)</p> <p>第26条の3 条例及びこの規則において「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 扶養親族（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(寒冷地手当)</p> <p>第26条の3 条例及びこの規則において「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 扶養親族（条例第12条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。